

# 益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年9月

島 根 県

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 都市計画の目標                         |    |
| 1) 都市づくりの基本理念.....                 | 1  |
| 2) 地域毎の市街地像.....                   | 2  |
| 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針        |    |
| 1) 区域区分の決定の有無.....                 | 4  |
| 3. 主要な都市計画の決定の方針                   |    |
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....      | 5  |
| ①主要用途の配置の方針.....                   | 5  |
| ②土地利用の方針.....                      | 6  |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....   | 7  |
| ①交通施設の都市計画の決定の方針.....              | 7  |
| ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....           | 10 |
| ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....          | 11 |
| 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....   | 12 |
| ①主要な市街地開発事業の決定の方針.....             | 12 |
| ②市街地整備の目標.....                     | 12 |
| 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針..... | 13 |
| ①基本方針.....                         | 13 |
| ②主要な緑地の配置の方針.....                  | 13 |
| ③実現のための具体の都市計画制度の方針.....           | 14 |
| ④主要な緑地の確保目標.....                   | 14 |

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

益田都市計画区域は、島根県の最西部に位置し、面積約 30 km<sup>2</sup>、人口約 2 万 8 千人を擁する都市計画区域である。

県最西部の中心都市として、益田圏域や山口県北東部の暮らしを支える役割を担っているとともに、豊かな産業資源と歴史・文化、良好な自然環境等の地域資源を有している。

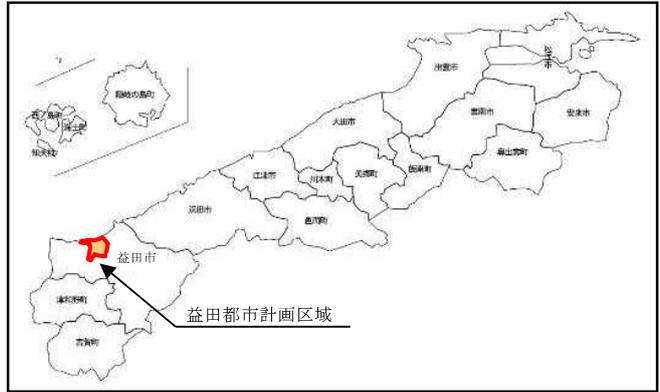
また、複数の都市との有機的連携と機能分担を通じて、県西部エリアにおける高次の都市機能の成立を促すとともに、交流の拠点都市として期待されている。

令和 2 年度に益田西道路、令和 3 年度に益田・田万川道路、令和 5 年度に益田道路（久城～高津）がそれぞれ事業化され、萩・石見空港、石見臨空ファクトリーパークなどの都市基盤施設との連携により、既存の産業資源を活かした都市の発展が期待されている。

さらに、令和 5 年 3 月に都市再生特別措置法に基づく益田市立地適正化計画を策定し、持続可能なまちづくりに向け、都市機能や良好な居住エリアの維持・充実を図る一定の区域を定め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指したまちづくりを進めている。

本都市計画区域の範囲規模は以下のとおりである。

| 都市計画区域の | 市町名 | 範囲      | 面積      |
|---------|-----|---------|---------|
| 範囲及び規模  | 益田市 | 行政区域の一部 | 3,094ha |



1) 都市づくりの基本理念

益田都市計画区域は、島根県西部の周辺都市を牽引する中心都市として、高次都市機能、交流拠点機能、交通機能等の都市機能強化により、人口減少への対応や地域間交流の促進を図るとともに、持続可能な都市経営を踏まえた新しいまちづくりが求められている。

また、本区域は豊かな自然と歴史的・文化的資源を多数有しており、これらを保存活用することによる地域振興及び人材育成を図っていくものとする。

このため、今後は、萩・石見空港、益田道路等の都市交通基盤を活用した商工業・農林業等複合的な産業振興を図るとともに、周辺地域及び環日本海圏における交流拠点として整備を図っていくものとする。また、あわせて、歴史・文化の拠点施設として「島根県芸術文化センターグラントワ」を位置づけ、本区域の歴史的・文化的資源の保存活用を図るとともに、これら既存の歴史文化と調和した都市の形成を目指す。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○県西部の拠点都市としての都市機能強化

周辺市町との機能分担に配慮しつつ、浜田市等と共に島根県西部の中核都市として、都市機能の充実を図る。

○高速交通網の活用による産業活動の活性化

萩・石見空港、高速道路網、及び鉄道等の交通基盤の連携により高速交通網を形成し、これらのネットワークを有効に活用することによる商工業等の産業活動の活性化を図る。

○コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

益田駅前や高津地区などの既存都市機能を適切に維持しながら、その周辺地域に新たな市街地開発などにより、効率的で暮らしやすいまちの形成を図り、将来的にも多様な産業活動が展開される活気のある都市づくりを目指す。

○安心・安全で環境にやさしいまちの形成

益田市では SDG s の概念を大切にしたまちづくりが推進されている。都市づくりにおいても、平等や環境に配慮しながら、持続可能なまちづくりを目指す。居住地における防災・減災対策を図るとともに、公共交通等の充実を図り、自家用車に頼らない環境にやさしいまちの形成を目指す。

○豊かな自然環境、固有の歴史・文化の保全と活用

本区域は、日本海や丘陵樹林地で囲まれ、高津川と益田川が貫流する自然に恵まれた環境を形成している。

また、益田氏城館跡（七尾城跡、三宅御土居跡）・中須東原遺跡等多くの歴史的・文化的資源も有しており、これら自然・文化資源等をもつ地域特性を活かし、地域住民の日常生活の潤いの場の確保や多くの人が自然・文化とふれあう環境の整備・保全を図るものとする。

2) 地域毎の市街地像

| 地域    | 将来の市街地像   |
|-------|---|
| 益田地区  | <p>益田川が市街地を通過する景勝地であるとともに、住吉神社、医光寺、三宅御土居跡等、数多くの史跡・文化財等が存在し、このような歴史・文化的環境が個性的で趣のある市街地を形成している。</p> <p>今後はこれらの歴史・文化的資源、歴史的な街なみの風情を活かしながら、芸術文化・観光産業の振興を図るとともに、安全性に配慮しつつ、市街地背後の緑地や益田川等自然環境と調和した居住機能を主体とするまちづくりを目指す。</p>  |
| 吉田南地区 | <p>本区域は商業業務・行政機能等の都市機能の中心を担ってきた地区である。このため、中島染羽線沿道の益田駅前ビルEAGAや島根県芸術文化センターグラントワ等を核とした魅力ある中心市街地の形成、商業の活性化により、都市機能の強化を図り、居住・交流人口の拡大と複合的都市機能の形成を目指すものとする。</p>  |
| 吉田地区  | <p>本地区の北部においては、土地区画整理事業による計画的な市街地形成が図られており、地区中央部では農地・住宅地を中心とする土地利用が、東側丘陵地においては住居系の土地利用が多くを占めている。また、地区南部の国道9号、国道191号等幹線道路沿道においては商業・業務系を中心とした市街地が形成されている。</p> <p>今後は JR 益田駅との近接性や既存の病院、商業施設など都市機能を活用しながら、交流や憩い等の機能充実を図る。また、地区中央部においては、広域交通網を活用した流通業務機能の充実や利便性が高い良好な居住エリアの形成を目指すものとする。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 高津地区 | <p>本地区は国道191号沿いに大規模商業施設、流通業務地及び住宅地等複合的機能を持つ市街地が形成されている。一方、県立万葉公園、持石海岸、蟠竜湖県立自然公園、高津川等豊かな自然環境が残されている地区でもあり、また、飯田地区等まとまった優良な農地を有している。</p> <p>このため、国道191号沿いにおいては、既存の商業業務機能の維持・充実に努め、生活利便、余暇活動及び雇用の場を維持する。</p> <p>また、良好な生活利便性を生かした居住地の形成を図るとともに、自然環境の保全活用を図り、水と緑の一体的なネットワークの形成を図る。</p> |
|------|---|

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において人口は減少傾向にある一方で世帯数は微増しているが、居住誘導区域内の低未利用地の基盤整備や立地適正化計画による居住の誘導により、効率的で安全な住宅地の形成は可能と考えられる。

一方、商業販売額は減少傾向、工業出荷額は横ばいで推移しているため、商業系、工業系の土地需要は小さいと予想される。

以上より、無秩序な市街地が拡大していく可能性は低いと考えるが、今後大幅に無秩序な開発行為が行われると認められる場合等、必要に応じて、地区計画及び特定用途制限等地域地区の指定を検討・実施することにより、良好な市街地形成を図ることは可能である。

このため、引き続き、本都市計画に区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ①主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

| 用途    | 地区名等   | 配置の方針  |
|-------|--|--|
| 住宅地   | 中心市街地周辺部                                       | 効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。  |
|       | 市街地周辺の丘陵地                                      | 既に計画的な住宅地が整備されている地区について、原則として良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。<br>ただし、土砂災害など突発的な災害が発生する可能性があるエリアは、新たな居住地としての整備は行わない。         |
|       | 市街地郊外部   | 宅地化が進行している地区及び今後住宅地として整備する地区においては、計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。<br>ただし、土砂災害など突発的な災害が発生する可能性があるエリアは、新たな居住地としての整備は行わない。 |
| 商業業務地 | J R 益田駅周辺地区                                    | J R 益田駅を中心とする本地区において、既存の商店街をはじめ商業・業務施設等が集積している。<br>今後も、地域住民の日常生活レベルから高次の都市機能に至る総合的な都市サービスを担う商業業務地として配置する。                |
|       | 国道 9 号沿道地区<br>(須子地区)<br>国道 191 号沿道地区<br>(高津地区) | 国道 9 号、国道 191 号等主要幹線道路沿道は、背後の住環境等に配慮しつつ、商業・業務機能を促進する沿道型商業地として配置する。   |
| 工業地   | 須子地区<br>(高津川東側)                                | 既存の工業団地を中心として、工業生産活動を維持しつつ、周辺の市街地環境と調和のとれた工業地の形成を図る地区として配置する。  |
| 流通業務地 | 中島・かもしま地区<br>高津地区(木工団地<br>周辺)                  | 卸売り・物流機能の高度化に対応するための流通業務地を配置する。  |

②土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

| 地区名等       | 方 針  |
|------------|--|
| J R 益田駅前地区 | 本市及び周辺地域の商業業務の中心的機能を担う地区であり、地区内の都市計画道路や駅前広場などの都市基盤施設の整備状況に応じた土地の有効利用、都市機能の更新を図ることにより、複合的都市機能が集積する魅力ある中心市街地を形成するため、高度利用を促進する地区として位置づける。 |

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

| 地区名等                 | 方 針  |
|----------------------|--|
| 久城・東町・水分地区の住宅団地等     | 良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。   |
| JR 益田駅周辺及び益田地区の既成市街地 | 木造密集市街地地区については、居住環境を改善するため、建て替え・不燃化・耐火の促進、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図る。<br>また、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用や、公園・道路等の総合的な基盤整備を行うことにより、良好で効率的な市街地環境の形成を図る。 |

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

| 地区名等        | 方 針                                   |
|-------------|---------------------------------------|
| 高津川、益田川周辺緑地 | 周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。 |

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

| 地区名等   | 方 針                                 |
|--|-------------------------------------|
| 建築基準法第 39 条(災害危険区域)<br>地すべり等防止法第 3 条(地すべり防止区域)<br>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条(急傾斜地崩壊危険区域)<br>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条(土砂災害警戒区域)、第 9 条(土砂災害特別警戒区域)<br>津波防災地域づくりに関する法律第 72 条(津波災害特別警戒区域) | 災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。            |
| その他災害の発生のおそれがある地区<br><br>・家屋倒壊等氾濫想定区域<br>・浸水想定区域(計画規模で 3 m 以上)等  | 災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。 |

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

| 地区名等                        | 方 針   |
|-----------------------------|---|
| 医光寺・七尾城跡・背後及び周辺緑地、小丸山古墳周辺緑地 | 既存の史跡・文化財等を包含する一団の緑地であり、歴史的景観・環境を形成している。今後、この緑地について開発規制等各種制度の活用により、史跡・文化財等と一体的に保全を図る。 |

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

| 地区名等      | 方 針  |
|-----------|--|
| 中島・かもしま地区 | 現在の土地利用状況は、益田川左岸北部においては土地区画整理事業による計画的な市街地形成が図られており、益田川左岸南部は農地及び住宅地であるが、今後は広域交通網を生かした商業・流通機能を活かした利便性のよい良好な居住エリアの形成を図るため、土地区画整理事業や地区計画の決定等により、計画的な土地利用を行う。 |

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、国道9号及び国道191号が十字型に交差し、その他の幹線道路がこれらを補完する形で、概ね本区域の市街地を中心とする放射状の道路網を形成している。

また、萩・石見空港、益田道路（(都) 遠田飯田線）、県道石見空港飯田線（(都) 飯田石見空港線）などにより、広域高速交通網を形成している。

鉄道網については、海岸部に沿って東西に伸びる JR 山陰本線と、益田駅で分岐し南方へ伸びる JR 山口線が配置されており、益田駅がその結節点として機能しているとともに、JR 山陰本線の高速化による広域高速交通網の重要な交通機関の一部としての役割を担っている。

バス交通網についても、路線バスや高速バスのターミナル機能が益田駅前に配置され、市内各所及び周辺市町と連絡している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり設定する。

○広域交通体系の確立

国土軸の形成による都市間連携の強化を目指すため、益田道路（(都) 遠田飯田線）、三隅益田道路（(都) 三隅益田線）、益田西道路及び益田・田万川道路の山陰道の整備を推進するとともに、浜田・益田都市圏等周辺地域とのアクセス機能の強化を図る広域幹線道路として、国道9号、国道191号等の広域幹線軸の強化を図る。また、石見地域の広域交通拠点である萩・石見空港とのアクセス強化を図るとともに、山口県方面を含めた観光ネットワークを形成する広域幹線軸を強化する。

○都市内幹線道路網の確立

市街地中心部における東西方向の通過交通を排除するため、国道9号の幹線機能を代替する道路の機能強化を推進するとともに、中心部に一極集中する交通を分散化し、適正に市街地へ導入するネットワークの形成を図る。

また、都市拠点間及びJR軌道・河川で分断されている地域間を連絡し、一体的な市街地形成に資する道路網を構築し、併せて拠点工業団地等産業関連施設と広域幹線軸と

を連絡するアクセス道路の整備を図る。

○市街地内道路網の形成

新たな市街地整備（益田川左岸南部地区土地区画整理事業等）に対応した道路網整備を行う。

また、中心部においては、JR 益田駅と島根県芸術文化センターグラントワを結び商業軸を中心に、周辺の住宅市街地において、中心部とのアクセスを確保し、快適な住環境を提供する道路網を形成する。

○歴史を活かしたまちづくり

中世の港湾遺跡である中須東原遺跡や、三宅御土居跡、七尾城跡、医光寺等貴重な中世の史跡を有する地区において、各種史跡を保存・活用し、周辺の住環境と調和したまちづくりを行い、歴史観光拠点を形成するため、各種史跡・観光スポットを有機的に連携するアクセス道路の整備を図るとともに、住民、観光客が憩い楽しめる歩行散策ネットワークを形成する。

○公共交通の整備

進展する高齢化社会への対応、及び自動車交通需要抑制策の一環として、鉄道・バス等の公共交通機関が重要な役割を担っていることから、今後、JR 益田駅等交通結節点機能強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進、利便性の向上を図る。

イ 整備水準の目標

| 都市施設 | 整備水準の目標   |
|------|---|
| 道路   | 令和4年度末現在で、都市計画道路の改良率は82.6%となっているが、概ね20年後には、100%になることを目標として整備を進める。<br>また、自動車専用道路については、早期の全線供用を目指す。 |

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

| 種 別     | 配置の方針   |
|---------|---|
| 自動車専用道路 | ○広域交通体系を確立する路線<br>「(都) 遠田飯田線」、「(都) 三隅益田線」、「益田西道路」、「益田・田万川道路」を配置する。  |
| 幹線道路    | ○広域交通体系を確立する路線<br>「国道9号」、「国道191号」を配置する。<br>○都市内幹線道路網を確立する路線<br>「(都) 久城高津線」、「(都) 元町人麿線」、「(都) 飯田石見空港線」、「(都) 中吉田久城線」、「(都) 益田停車場乙吉線」、「(都) 上市廿子線」、「(都) 石見空港廿子線」、「県道石見空港線」等を配置する。<br>○市街地内道路網の形成を図る路線<br>「(都) 中吉田久城線」、「(都) 中島中央線」、「(都) 中須中島線」、「(都) 益田停車場線」、「(都) 中島染羽線」、「(都) 益田停車場乙吉線」、「県道益田種三隅線」等を配置する。<br>○歴史を活かしたまちづくりに資する路線<br>「(都) 沖田七尾線」等を配置するとともに、自転車歩行者ネットワークの構築を図る。 |

イ 鉄道

| 種 別            | 配置の方針  |
|----------------|--|
| JR 西日本山陰本線・山口線 | 現在、運行されている JR 西日本山陰本線及び山口線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。 |

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

| 主要な施設 | 路線名等          |                 |
|-------|---------------|-----------------|
|       | 自動車専用道路       | 幹線道路            |
| 道 路   | 1. 3. 1 遠田飯田線 | 3. 4. 14 元町人麿線  |
|       | 1. 4. 2 三隅益田線 | 3. 4. 15 須子中線   |
|       | 益田西道路         | 3. 4. 22 中島中央線  |
|       | 益田・田万川道路      | 3. 5. 24 中吉田中須線 |

## ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

##### ii 河川

本区域は、一級河川高津川、二級河川益田川が貫流して日本海に注いでおり、その間に多くの支川が合流している。

高津川の治水対策については、河川整備計画に基づき、昭和18年9月洪水と同規模の洪水の安全な流下を図るものとする。さらに、高津川と益田川に挟まれた都市の中核機能を要している益田市街地は、河川整備基本方針に位置付けている流量に相当する洪水の安全な流下を図るものとする。

益田川の治水対策については、昭和58年7月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、益田川ダム等により、洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施し、洪水の安全な流下を図るものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

また、各水系沿川には歴史的・文化的資産が多く残されており、これらを活かした人々の心のふるさととなる河川空間の創造を図る。

#### イ 整備水準の目標

| 都市施設 | 整備水準の目標  |
|------|--|
| 下水道  | 令和4年度末現在で約48.5%である益田市の汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)を、令和24年度末に概ね60%とする。<br>また、雨水対策については、令和4年度末現在で73%である都市浸水対策達成率を令和24年度末に概ね90%とする。 |

|    |  |
|----|--|
| 河川 | <p>一級河川高津川は昭和18年9月洪水と同規模の洪水として、主要地点神田において目標流量を2,700m<sup>3</sup>/sと定め、洪水の安全な流下を図る。さらに、高津川と益田川に挟まれた益田市街地においては、河川整備基本方針に位置付けた流量として、基準地点高角において目標流量を4,900m<sup>3</sup>/sと定め、洪水の安全な流下を図る。</p> <p>その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。</p> |
|----|--|

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

| 主要な施設 | 整備概要等  |
|-------|--|
| 下水道   | 整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率を達成するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を促進する。雨水対策については、目標に掲げた都市浸水対策達成率を達成するため、雨水管渠等の整備を促進する。 |
| 河川    | 高津川の河道改修、河川環境整備  |

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

特に、都市活動に伴い発生するごみ・廃棄物の適正な処理を推進し、良好な都市環境を形成するため、ごみ・廃棄物等の減量化・資源化を図る施設の処理機能の強化を図り、最終処分についても、環境への負荷を十分考慮しながら配置する。

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

| 主要な施設 | 整備概要等                              |
|-------|------------------------------------|
| ごみ焼却場 | 益田地区広域市町村圏事務組合ごみ処理施設の処理機能更新・拡充を図る。 |

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①主要な市街地開発事業の決定の方針

益田川左岸南部地区については、コンパクトなまちづくりに資する商業・業務機能の誘導、周辺の河川空間等良好な自然環境と調和した住機能の配置及び交通網の形成による複合的都市機能の充実を図るため、土地区画整理事業による計画的市街地整備を行う必要がある。

#### ②市街地整備の目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおり。

| 事業名等     | 地区名称等     |
|----------|-----------|
| 土地区画整理事業 | 益田川左岸南部地区 |

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域の平野部は、北側が日本海に面し、残る三方をなだらかな丘陵樹林地で囲まれ、高津川と益田川が貫流する自然に恵まれた環境を形成している。また、蟠竜湖周辺には蟠竜湖県立自然公園や県立万葉公園等大規模な公園・緑地を有している。

これらの自然環境に包まれ、歴史的・文化的資源を豊富に有する地域特性を活かし、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「緑と文化のネットワークの形成」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

②主要な緑地の配置の方針

| 配置計画          | 概要  |
|---------------|---|
| 環境保全系統の配置     | 中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、街区公園等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。   |
|               | 本区域を貫流する高津川、益田川及び沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。   |
|               | 市街地及び飯田地区の後背地に広がる樹林地及び海浜部について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る  |
| レクリエーション系統の配置 | 水辺空間を活用したレクリエーション機能を有する緑地として高津川・益田川及び持石海岸等西側海浜部を配置する。   |
|               | 小丸山古墳・七尾城跡等を、歴史的文化的資源を活用したレクリエーション系統の緑地として配置する。   |
|               | 住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として、総合公園「匹見中央公園」広域公園「万葉公園」運動公園「益田運動公園」近隣公園「中吉田公園」を配置する。                                   |
| 防災系統の配置       | 土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。   |
|               | 災害時の広域避難地として広域公園「万葉公園」、緊急避難場所として近隣公園「中吉田公園」などの公園を配置する。  |
| 景観構成系統の配置     | 市街地の後背樹林地の保全を図る。  |
|               | 本区域を貫流する高津川、益田川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づけ、特に高津川の飯田地区より上流部は雄大な清流環境の保全、益田川の七尾城跡・三宅御土居跡付近及び中須東原遺跡付近は歴史的文化的景観構成に配慮する。 |

### ③実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を十分満たしているが、周辺環境の変化などもあり、今後は既存緑地の保全を図りながら、必要に応じて機能再編などを行い、施設の有効活用に努める。

また、医光寺・七尾城跡背後及び周辺緑地、小丸山古墳周辺緑地等良好な市街地内及び周辺の樹林地や、高津川・益田川周辺緑地等水辺地と一体となった緑地など特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、風致地区や緑地保全地区等地域地区の指定を図るなど保全、整備に努める。

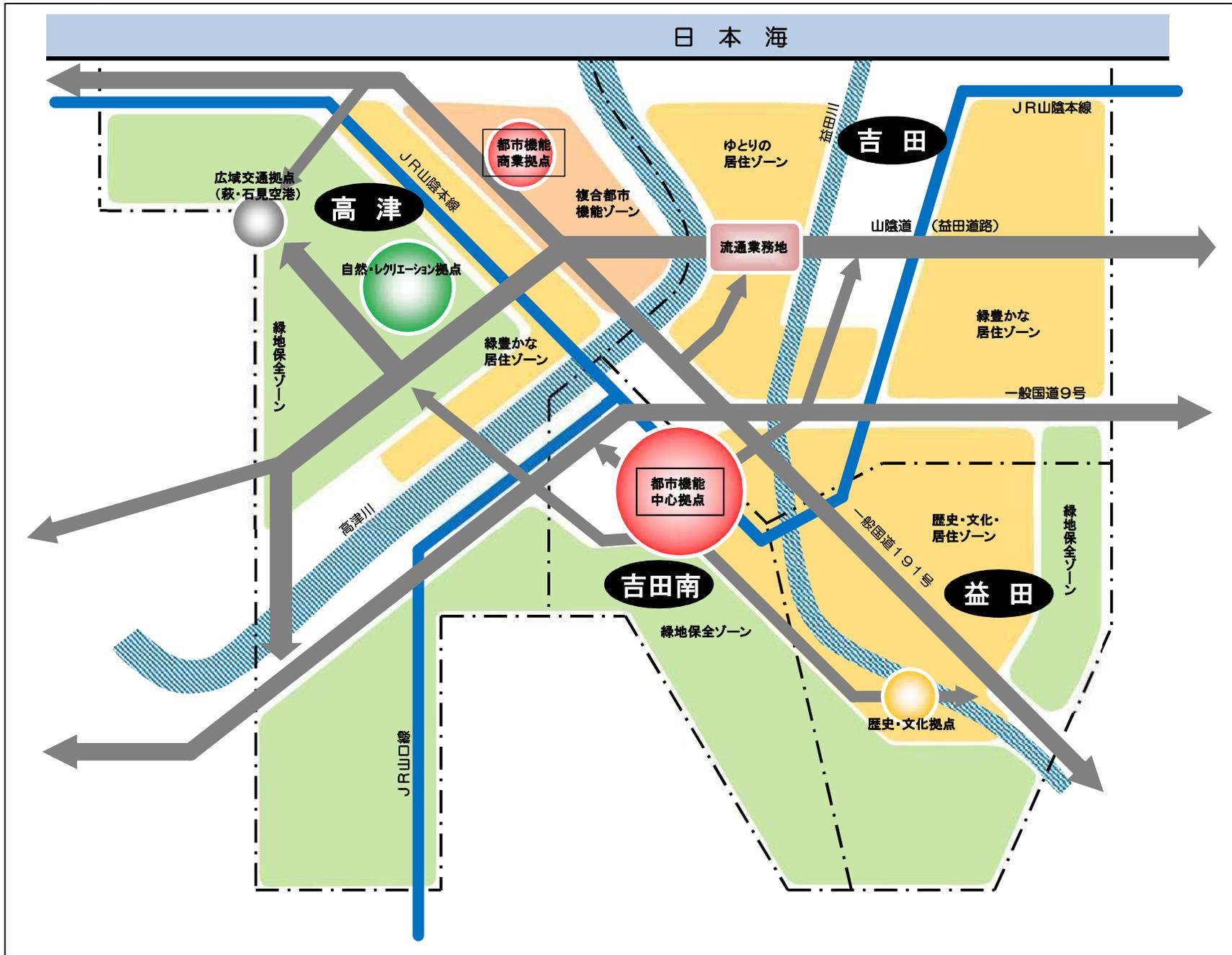
併せて、良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

### ④主要な緑地の確保目標

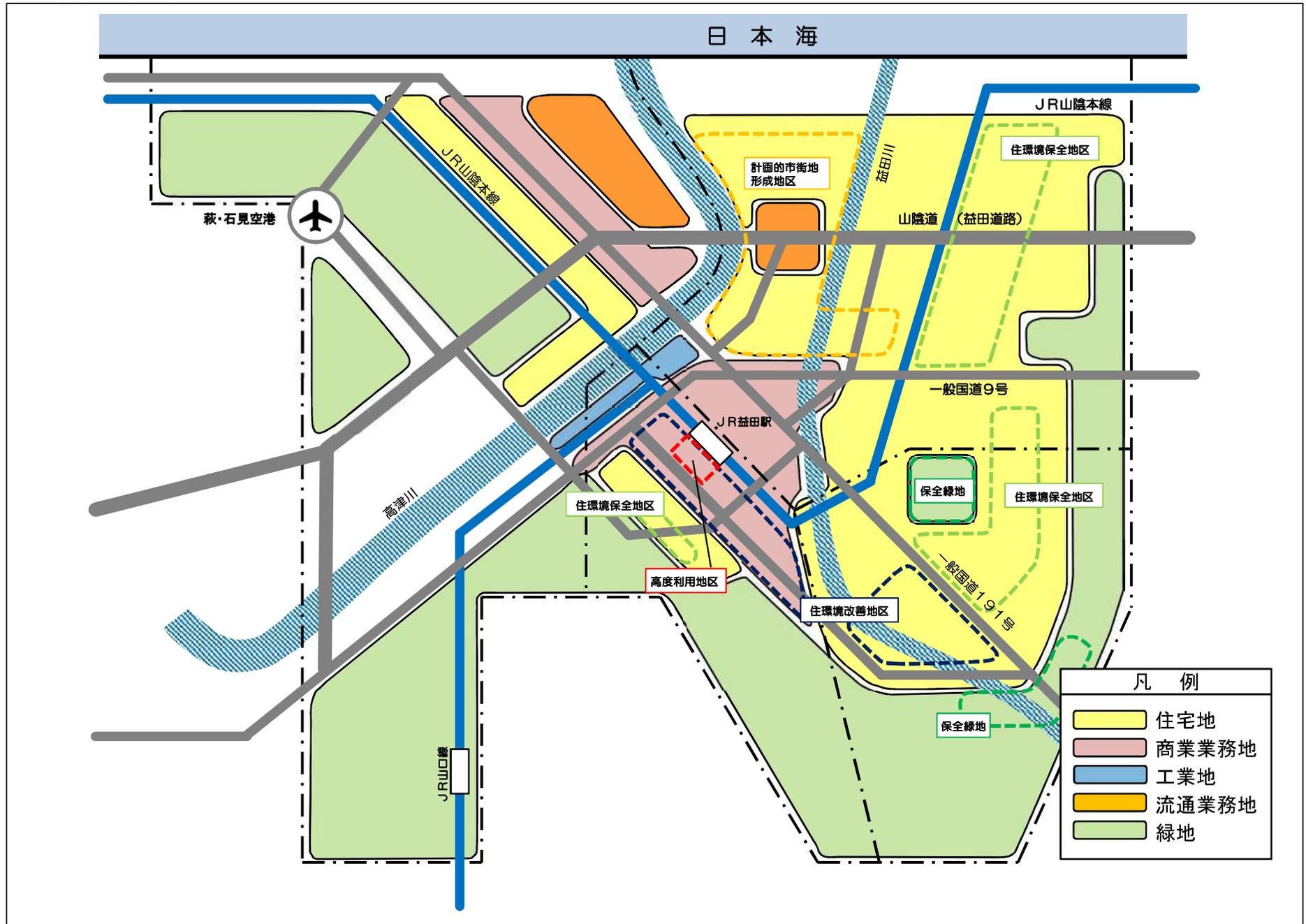
概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な公園緑地等は次のとおり。

| 種 別  | 位置及び名称等     |
|------|-------------|
| 近隣公園 | 3.3.3 中吉田公園 |
|      | 中須東原遺跡史跡公園  |
|      | 益田氏城館跡史跡公園  |

■都市構造図

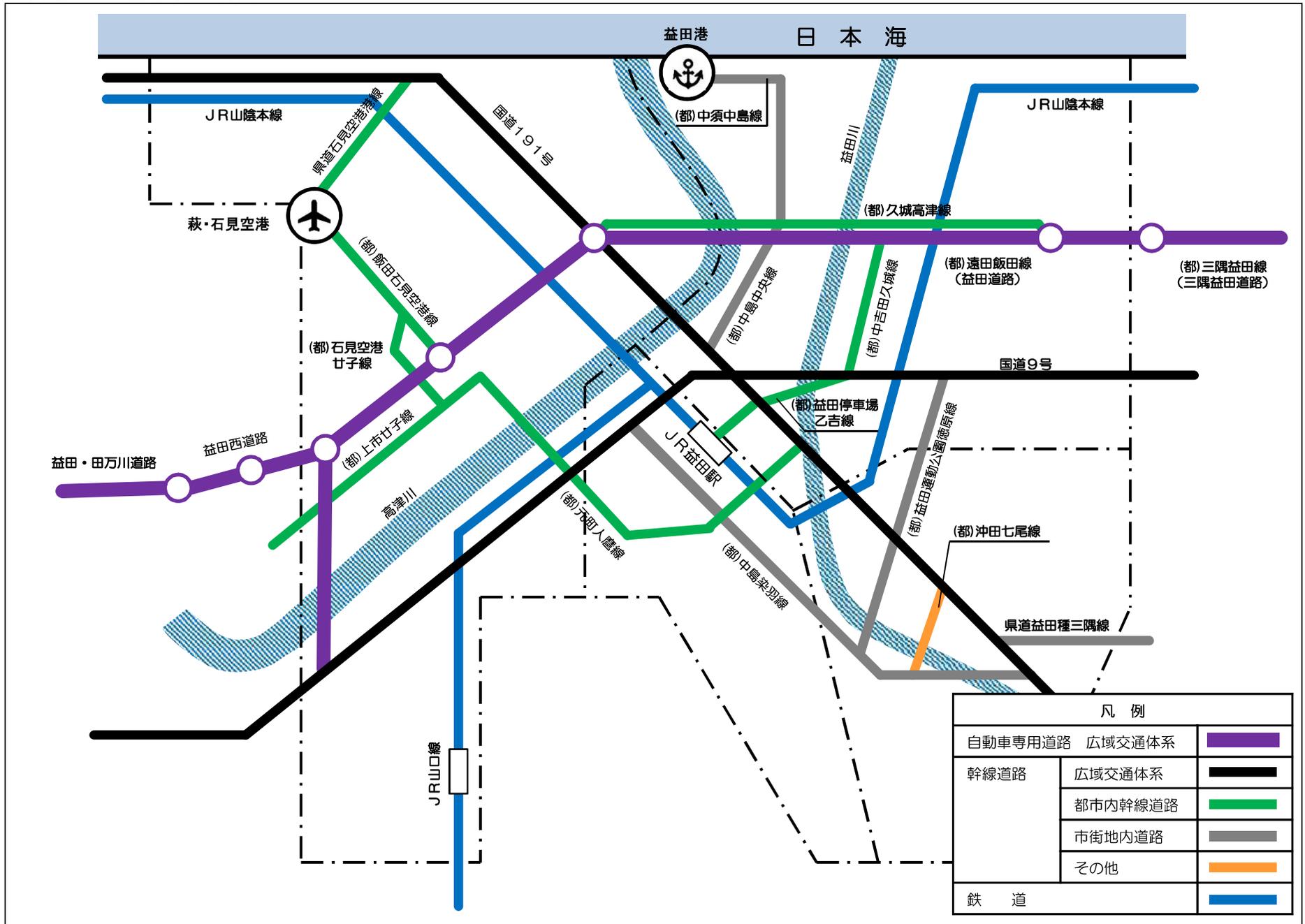


■土地利用方針 付図



| 凡 例 |       |
|-----|-------|
|     | 住宅地   |
|     | 商業業務地 |
|     | 工業地   |
|     | 流通業務地 |
|     | 緑地    |

■交通体系の整備方針 付図



■ 自然的環境の整備又は保全の方針 付図

